

## 茨木市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年4月23日

改定 令和5年4月21日

改定 令和6年4月23日

茨木市農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な業務として位置づけられた。

茨木市においては、都市近郊農業として消費者の食の安心、安全に関する意識の高まりへの対応が必要とされる一方、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の高齢化や後継者不足により、遊休農地の発生が懸念されていることから、農地等の利用の最適化に向け、市内農地の利用状況や農地所有者の意向を調査し、遊休農地の発生防止に重点的に取り組む必要がある。

また、市内農家の大半が自給的農家や小規模販売農家であり、担い手への農地集積・集約化が進まない状況であることから、認定農業者等の担い手の確保や新規就農者の参入を促進し、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特色を活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、茨木市農業委員会の指針として、各項目に対する目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する大阪府の農業経営基盤の強化の推進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する茨木市の農業経営基盤の強

化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検討、見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標、推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A) = (C) + (B)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B / A)
現 状 (令和5年度末)	543.65ha	1.65ha	0.3%
目 標 (令和8年度末)	543.65ha	1.45ha	0.3%

※1 管内の農地面積 (A) は、「耕地及び作付面積統計」(令和5年7月15日現在。以下同じ。)における耕地面積 (C) と遊休農地面積 (B) の合計面積

※2 「耕地及び作付面積統計」における耕地面積 (C) = 542ha

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①遊休農地の早期発見、発生防止について

農業委員と推進委員が連携し、農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)を実施し、遊休農地の早期発見に努め、遊休農地となるおそれがある農地について、必要に応じ、相談、指導を行う。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

##### ②遊休農地の解消について

農地法第32条第1項各号に該当する農地について、利用意向調査の実施により農地所有者の意向を把握し、農地中間管理機構や関係機関と連携し、遊休農地の解消と農地の有効利用を促進する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (C)	集積面積 (D)	集積率 (D/C)
現 状 (令和5年度末)	542ha	26.9ha	4.9%
目 標 (令和8年度末)	542ha	28.1ha	5.2%

※管内の農地面積 (C) は、「耕地及び作付面積統計」における耕地面積

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①農地の利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、利用権の設定による農地の貸借を推進する。

#### ②農地中間管理機構等との連携について

茨木市、農地中間管理機構等と連携し、貸付を希望する農地の集積・集約化を推進する。

#### ③地域における農業者等の話し合いの推進について

地域ごとの人と農地の問題解決のための集落座談会など、農業者等による協議の場を通じた話し合いを推進するため、農業委員及び推進委員も積極的に地域での話し合いに参画する。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 3 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
現 状 (令和5年度末)	2 経営体
目 標 (令和8年度末)	6 経営体

※現状については、令和3年度から令和5年度までの新規参入経営体数とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

①関係機関との連携

茨木市、茨木市農業協同組合等関係機関と連携し、新規参入希望者の面談、指導を行う。

②参入者の定着に向けた支援について

新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援を行う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

茨木市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、茨木市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力